

広島県告示第千十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和三年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和三年十一月十五日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社ACE

広島市西区中広町三丁目二番一の二〇一号

代表取締役 唐津 知孝

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二）第三九五九二号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

令和三年十一月二十九日から令和三年十二月五日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、山口県知事の登録を受けることなく、同県内で解体工業を営み、解体工事で生じた産業廃棄物をみだりに捨て、産業廃棄物の委託は書面による委託契約によるべき旨の法令の基準に反した委託を行い、虚偽の排出事業者名簿を記載した産業廃棄物管理票を交付した。

このことにより、同社及び同社の元役員に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律違反により、山口地方裁判所周南支部から、それぞれ罰金六五〇万円及び懲役一年六月（執行猶予三年）、罰金五〇万円の判決を受け、令和三年四月一日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。